

建設委員会記録

開催日時 平成23年6月9日(木) 13:05～15:53

開催場所 第3委員会室

出席委員 9名

田中 惟允 委員長
奥山 博康 副委員長
太田 敦 委員
岩田 国夫 委員
国中 憲治 委員
辻本 黎士 委員
秋本登志嗣 委員
山下 力 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 川崎 土木部長

上田 まちづくり推進局長

石井 水道局長

峯瀬土地開発公社・道路公社・住宅供給公社常務理事 ほか、関係職員

欠席理事者 奈良住宅課長(代理:西浦主幹)

傍聴者 なし

議 事

(1) 平成23年度主要施策の概要について

(2) その他

〈質疑応答〉

○田中委員長 ただいまの説明、その他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○太田委員 住宅エコポイントならプラスと県営住宅の問題について質問をさせていただきます。住宅エコポイントならプラスは、国の制度は終わっても先ほどのご説明で県は続けるということでした。景気低迷の中で、町の建具屋さんとか工務店などに仕事を回して、少しでも景気をよくしようということがこの制度のねらいだと考えております。しかし、市や町などの窓口に電話しても制度そのものがわかりにくい、どうすればこの助

成を受けられるのかわからないというのが、これまで私たちに届いている声でございます。

この制度の趣旨というのは、景気をよくし、中でもとりわけ各市町村の工務店などに仕事を回し、県民が県内業者のためにお金を使うということがねらいだと考えておりますが、その点でこの地元の業者さんにきちんと仕事が回っているのか、知っている人だけが得をするというようなことになっていないのか、その点についてまずお聞かせいただきたいと思っております。一問一答でいいのですか。

(「全部言ったらいい」と呼ぶ者あり)

それでは、質問を続けさせていただきます。東日本大震災の影響でございますが、この住宅リフォームの建材、こうしたところが工場の被害を受けたり、被災地へサッシなどの建具などが優先的に行くということにより、この住宅エコポイントならプラスを申し込んでもすぐにできないというような問題が出てきているようです。そのような場合でも柔軟に対応していただけるかどうか、この点についてもお聞きしたいと思います。

次に、県営住宅の問題でございます。県営住宅では、異なる県営住宅への引っ越しができないとお聞きしております。同じ県営住宅の中で、例えば上の階から下の階へ引っ越しはできる。しかし、その際でも医者診断書など、移る理由が必要ですが、違う県営住宅に転居することができないとなっております。現在、高齢化が広がり、単に上の階から下の階へ移りたいという要求だけではなく、例えば娘さんがある県営住宅の近くに住んでいるという理由などで、県営住宅を移りたいというような願いも、これから出てくるのではないかと考えられます。このように要求に見合ったルールづくりが必要ではないかと思われまますが、その点についてお聞きしたいと思います。

そして最後ですが、公営住宅法では、国と県や市町村が協力をして、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、低所得者に安い家賃で賃貸することと定めておりますが、実態は健康で文化的どころか老朽化のまま放置されているなど、貸し主としての県の管理責任というのが十分だと言えない状況でございます。例えば、大和高田市奥田の県営住宅などは老朽化が激しくて、もう耐用年数が超えていることは明らかです。これらの老朽化した県営住宅の建てかえ計画についてお伺いしたいと思います。以上でございます。

○西浦住宅課主幹 ただいまの太田委員からのご質問についてお答えさせていただきます。まず3つ、大きなご質問があったかと思っております。

まず1つ目の、平成23年度、住宅エコポイントならプラスにつきましては、4月18日から受け付けを開始しており、制度の周知については現在チラシ、ポスター等を作成し

まして、イベント等を通じて県民の皆様方に配布するとともに、県内の市町村や不動産関係団体、住宅関係業者などを通じて配布しております。また、県のホームページや県民だより奈良4月号などへの掲載、さまざまなメディアを通じて周知活動を実施いたしましたところでございます。

また、関係業者等を対象とした県主催の説明会を今までに2回実施しております。住宅関係団体からの要請を受けて、職員を派遣して説明会を実施しているところです。今までに4団体に対して実施しました。今後、5団体への説明会を実施する予定です。

それらの制度の理解を深めていただくために、県民の皆様方から寄せられた質問につきましてはQ&Aを作成しホームページに公表するなど、利用される方々の便宜を図っているところでございます。今後とも、さまざまな方法で積極的に周知PRを図っていきたいと思っております。

2つ目でございますが、委員ご指摘のように上下階の空き家住宅に移りたいという場合、高層階に住んでおられた方が病気等により階段の昇降等、日常生活に困難な場合は、公募を行わないで低層階に住宅移りすることができます。今、おっしゃったような、娘さんが近くにいるということで移りたいような場合ですが、県営住宅は公募を原則としており、低所得者で住宅に困窮している方々のために、住宅を供給することを目的としております。現在、県営住宅に入居されている一般の方を対象に、他の県営住宅への住戸がえの制度はございません。ただし、入居している方が加齢とか病気等により日常生活に身体機能の制限を受けた場合は、公募を行わないで住戸がえする制度を持っております。

3つ目でございますが、老朽化した県営住宅について委員ご指摘の奥田団地も含めまして、本県の県営住宅は、現在45団地、約8,300戸を保有しております。このうち、耐用年数が経過し老朽化が進展したものを対象に建てかえ事業を実施しております。現在は、小泉団地の建てかえ事業を実施中でございます。今後、人口の減少、高齢化の動向及び老朽化の度合いを踏まえて、統廃合や建てかえも含め整備の方向を検討していきたいと思っております。

東日本大震災による、建材不足による着工のおくれについて、住宅エコポイントならブラスの制度の対応は可能かということでございますが、これにつきましても状況をよく見きわめて柔軟な対応を図っていくことを検討していきたいと思っております。

○太田委員 ご答弁ありがとうございました。県営住宅の問題につきましては、違う県営住宅同士では移ることができないということでしたが、県営住宅の中には高齢化が進んで

おりまして、介護保険を受けていらっしゃる方もおられます。そういう方が自立の道を求めて県営住宅でお住まいになっておられるような場合、娘さんが近くにいるという例をあげたのは、そうした場合でも親族の方が近くにいらっしゃるということで、引き続き自立ができるというような場合もあり得るわけです。まさに私が相談を受けたのもそういうことでありました。その点で、ルールづくりにつきまして、このような高齢者の方がこれからも県営住宅の中で、住み続けられるという状況をどうつくるのか、しっかりと考えていただきたいと思います。

老朽化の公営住宅の計画も、これから出されるということでしたので、それを見たいと思います。

住宅エコポイントならプラスにつきましては、私もパンフレットを見ました。国の住宅エコポイント制度をまずクリアしなければならない。その上で、住宅エコポイントならプラスという制度に入ることができるということで、2段階になっております。

そういう点で、この制度自体がわかりにくくなっている。やっていること自体はすごくいいことなのですが、そうなっています。この住宅リフォーム助成制度が広がったのは、その自治体で経済波及効果が生まれるということで、新たな住宅リフォーム助成制度であるとか、住宅エコポイントならプラスというような、こうした制度は使い勝手のよさが一つの売りになっているわけですから、今年度から県産材の活用であるとか、また一般的なリフォームにも助成しますよということで改善していただいたのですが、7月で国の制度が終わりますが、その際にできるだけ地元の業者さんが加わっていただけるようなシンプルな形に、場合によったら見直すことが必要かと思いますが、この点について、どうお考えかお聞きしたいと思います。

○西浦住宅課主幹 住宅エコポイントならプラスは、国の住宅エコポイントの取得が必須になっております。それにあわせて県が県内の事業者による施工に限るのですが、これによって県のリフォームの充実を上に乗せております。国の助成制度は7月で終わりますけれども、県は引き続きまして12月31日まで継続してやることになっております。

今、言われましたように、使いやすい助成制度について、一般リフォームも含めまして幅広く使っていただけるように当制度を設けております。今現在、皆様方にわかりにくいと言われているということがございますので、皆さんの声を聞きながら、さまざまな方法で積極的に周知を図ってまいりたいと考えております。

○太田委員 ありがとうございます。県ではきょうも、関係団体の説明会に行っていた

だいているということで努力をしていただいておりますが、ぜひ関係者や県民の声を聞いていただいて、地元の業者さんにできるだけ積極的に参加していただけるような制度になりますように、私たちも勉強して積極的にまた提案もしていきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

○川口委員 県があした、土木建設業者を集めて格付基準等にかかわっての説明会か何か、どういう内容なのか私もわからないけれども、見直しについての説明をされると聞いておりますけれども、どういう業者を集めてどんな見直しの内容をご説明になるのか、少し伺っておきたいと思えます。

○西村公共工事契約課長 明日の説明会は、建設業者の方々にお集まりいただきまして、格付について行うものです。今回の格付けの見直しについては、平成24年、平成25年度の建設工事の格付基準及び発注基準の見直しをご説明させていただく予定をしております。

内容につきましては、格付基準の見直しと今回、発注基準の見直しと、あともう一つは地域雇用の確保、あるいは総合評価落札方式についての説明もさせていただくことになっております。

○川口委員 どのような内容ですか。

○西村公共工事契約課長 そうですね、いわゆる格付という、例えば土木一式にかかわりましてはA1ランクからEランクまで今現在、格付をさせていただいているのですが、特にA1グループ、Aランクにつきましては技術職員数について、今回ちょっと厳しくさせていただくことについてのご説明を一つはさせていただきたいと思っております。

あと、格付基準につきましては主観点項目がありまして、経営審査事項、これはP点というのですが、それ以外に県独自で定めております主観点項目における加点方法について、一つは工事成績評定点についてのご説明、技術職員数についての加点の方法、継続の学習制度、これはCPDといいまして、企業の技術力の向上に取り組んでおられる方につきましては、継続学習しておられるということで加点対象になるということのご説明、あとこの7月から暴力団排除条例が施行されますので、暴力団の排除に関して協力するという企業に対しましても加点をさせていただく。あと、災害協定でございますが、災害協定につきましてはここ2年間、経営審査事項に加わることで、一たん県との災害協定を結んだ場合でも加点をしなかったのですが、このたびの東日本大震災とかございまして、将来起こるであろうと言われております東南海、南海地震の災害等にも備えまして、

県施設の早期復旧の確保の面から災害協定を結んでいるところについては加点をさせていただきたい。また、鳥インフルエンザが奈良県におきましても発生しましたので、そういうときに災害協定に基づきまして出動していただいた業者の方々についての加点があるとか、そういうことをご説明をさせていただこうと思っております。

あと、発注基準の見直しで、土木一式につきまして5,000万円以上につきましては、A1ランクとAランクが同時に入っているという状況になっております。Aランクの方々の受注の機会が少なかったということもありまして、Aランクの受注の機会が少なかったことをうけ、3,000万円から5,000万円までを、Aランクに独自に定めることの説明をさせていただきたいと思っております。

また、地域雇用の確保ということで、現在、地域密着型の小規模事業という形で草刈り等あるわけなのですが、これにつきましては国家資格を有しない業務であるため、地域の業者の雇用の場としてすることが望ましいということで、新たに草刈りなどの委託業務につきましては入札参加資格の制度を設けるという、こういうことをご説明をさせていただこうと思っております。

○川口委員 肝心なところが抽象的で、他の委員の皆様方もおわかりにくいと思う。私の耳に入っているのは、あえて尋ねなくてはならない。それはなぜかという、業者もランク付による発注量、これのバランスをとると。聞こえはいいけれども、ランクづけにかかわっての条件というものが非常に激変、もうむちゃくちゃということです。

今まではA1ランクの場合は、技術職員数が15名以上で、うち1級が5名以上あったらいいということになっていた。これが、枠は10名に減ったけれども全部1級10名とされた。今までは、A1ランクは1級5名で、あとは2級10名でもよかった。これが、今度は1級10名で、2級は要らないという改定案が出ていると聞いています。これでは、今のA1ランクの業者の中身を見た場合に、たちまちA1ランクから降格する業者が続出するのではないか。

また、Aランクは技術職員は7名以上で、うち1級は3名以上が、これが1級5名以上に変更をされようとしているわけです。これでは、業者つぶしの露骨な典型ではないか。Aランクになろう、A1ランクになろう、もっと上の力をつけようと、こういうことであるんな意味で今日まで業者は努力してきたと思う。こんな激変改正というのはあるのか。

発注量のバランスをとるとおっしゃているが、全てのランクに公共工事が受注できている状況ではない。技術者を1人採用しようと思えば、幾ら金かかるか、経費がどうなるか、

そういう計算が出来ているのか。

だから、A1ランクになろうと思えば10名以上の技術者を確保しなければだめです、降格です、ランクダウンです。これでは、経営もどうなるのか、きっちりとした計算ができていのかどうなのか。つぶす段取りをしているのかと、こういうわけです。

これは、断じて許せません。これは、改善のために進むべき道やと言い切れるのかどうなのか、こここのところを問題にしているから尋ねているわけです。

○西村公共工事契約課長 現在、Aランク企業の場合、1級技術者3名から5名に改正する、あるいはまたA1ランクにつきましては5名を10名に改正するということについては、急激過ぎるというお話でございます。また、近年の公共事業の減少によりまして、なかなか確かに雇用環境を考慮すればおっしゃることもわかるわけでございますが、今回の見直しにつきましては事前に関係団体の意見聴取を参考に作業を行ってきたところでございます。

こうした中におきまして、A1ランクからEランク、すべての企業につきまして1級または2級技術者数に要件を限定して改正を予定しているわけでございますが、既に技術者を多く雇用し、県内一括で競争している体力のある大手企業、A1ランク、Aランクでございますが、土木事務所管内だけで競争している地域の企業に対しまして同様に新規雇用を求めることは困難であると考えておりまして、今回Bランク以下の企業につきましては、現在雇用している技術者の資格取得を目的といたしまして、確かに委員お述べのように猶予期間を設けるということを行いました。そしてBランク以下につきましては平成26、平成27年から適用することといたしまして、Bランク以下の企業につきましては24、25年の格付基準は従来どおりとしているところでございます。

あと、今、委員お述べのところでございますが、Aランク企業につきましては技術と経営にすぐれた企業として平成24年度に向けまして新規雇用等の努力をしていただきたいと。また、受注機会の特に低いAランクの体力低下が懸念されることから、格付基準の改正とあわせて発注基準も改正したところでございます。

委員お述べの、急激にし過ぎということでございますが、こちらのデータによりますと今、A1ランク企業が64社ございます。既に1級の技術者を配置されている業者数はもう半数以上の33業者ございまして、9名のところが9社、8名のところが6社とかなっております。もう少し頑張っただけでしたらA1を維持していただけたらと思っております。

また、Aランクにつきましても今現在102社の企業がございまして、1級5人以上の

企業も過半の67社ございまして、4名のところは11社ということですので、そこも1名を確保していただきましたらAランクも維持していただけると、そのように思って、確かに人数だけ見ましたら急激かわかりませんが、過半の業者の方々はもう既にそれを満たしているということも勘案させていただきまして今回の改正になったわけでございます。以上でございます。

○川口委員 過半数の会社は、この見直し基準にもう満たしているが、あとはランクダウンはやむを得ないのだと解釈できる内容です。言っている数字は、納得できません。過半数が、10名以上の1級技術者確保しているのではなく、私が知っている会社は、4分の3は手が届かないということです。

今までは、土木建設業者の職員に、2級を取りなさいと努力をさせてきました。各業者の、それぞれの力量を高めさせるための努力をさせてきた。だんだんと建設業者も近代化、高度化に向かって努力をすることが進められてきた。

私は、被差別部落の出身であり、地区内の大半が土木建設業に携わりながら生きてきました。みんな努力してきたわけです。差別の重荷、そういう歴史を背負いながら努力してきました。今も、地区内にはこの土木建設業に従事している人が圧倒的に多いです。そこへ今日の不況や公共事業の減少で瀕死の状況です。生き延びなければいけないと、頑張っているのです。

だから、力をつけて10名以上の技術者を確保したのは、うれしいことです。また、同じように努力してきた業者もたくさんいるわけです。努力するなど言っているのではありません。旧態依然でも困りますし、努力もしてもらわないといけません。

しかし、5人を一度に10人にするとは、そんなことはむちゃくちゃです。今、土木の1級技術者1人を確保しようと思えば、どれほどの人件費がかかるかわかっていますか。力のないものはどんどん落ちなさい、力のあるものはどんどん伸びなさい、これで良いのですか。激変緩和というのは常に施策の中につきものですが、改正ではなくて激変、改悪でとんでもないことです。

同じ話ばかり聞いているわけにいかないです。いま一度土木部長、まちづくり推進局長からお答えください。

○川崎土木部長 まず、公共事業が大変厳しいというのは委員おっしゃるとおりでございまして、特に奈良県はいろんな社会基盤整備がおくれているということは私も肌を感じておりまして、できるだけそういう予算の確保というものを我々、今後も努力していかなく

てはいけないと思います。

次に、今回の格付の議論でございますが、技術を牽引するような企業の育成という一つの大きな命題がございます。それに対して、他府県の状況も見ながら、そろそろ技術者の要件みたいなものをきちっと明確にしていく時期ではないかというようなことも受けまして、今回こういう、先ほど公共工事契約課長が紹介したような内容で見直しを進める方向になっております。

そういう意味で、決して業者の何か逆方向に、つぶすみたいなそういう意図でやっているものではございません。そういう点は、ぜひご理解をお願いしたいと思っております。以上であります。

○上田まちづくり推進局長 今、土木部長が言いましたように、公共事業につきましては非常に厳しい状況である中で、品質を確保した公共構造物をつくらなければならないという中で、技術力のアップという中で入札制度とか、いろいろ改革を行ってきました。

現在、いろいろな形での技術者要件の中で、受注者の方で非常に努力をしていただいておりますことにつきましては十分理解をしておりますけれども、反面いろいろな形での不祥事というか、いろいろな課題も見えてきております。

このような形で、できるだけ真摯に努力していただいている、そういう業者さんをいかにしてすくい上げるかを命題にしたとき、今のような形で技術者というのをきっちり明確にできるような技術者要件を主題とした、このような改革をするということで、審査会をかけて県の方針として決めさせていただいたということでございます。

○川口委員 むちゃくちゃな見直しだと言っています。しかし土木部長は、むちゃくちゃと違いますとおっしゃいますが、5人から10人にするのはむちゃくちゃです。1人ふやしたら、いくら経費がかかるのか。それを負担できない人は、落ちてもらわないとしようがないということです。

今までは、7人あるいは8人の1級技術者がおったところもおるといのは、おっしゃるとおり。何社かは5人以上確保なされました。その場合、もう少し努力すれば良いのでは、ということかもしれません。5人いたら良いということで、6人確保した。あとの4人は大変だ。物事は一律にいかない向きもあるわけです。

だから、段階的に努力目標をつくってやれということです。では、金さえ段取りできたら技術者は確保できるのかとなります。1級技術者が何人いるのか、2級技術者は不用ですか。雇用の問題をおっしゃるのだったら、1級技術者も2級技術者も大事ですが、2級技

術者を忘れても良いのですか。

見直し基準、主観点数もあるし、客観点数もあると思います。また、その他の基準もいろいろな面から加味をされているのだらうと思いますが、これほど露骨な弱者痛めはないです。技術者を確保するのに、二月、三月猶予しましょうという配慮も考えられるのだらうと思いますが、そんなことでは事が済まないし、問題の解決にもなりません。

何年でこういう目標を立てているのか、ある日突然のことです。いやいや、三月前から考えておりましたということであったとしても、業者にとってはある日突然の話でむちゃです。こんな行政があつて良いのか、断じて許しません。許しませんと言っても、行政権があるのだから、進めますよということだらうと思います。徹底的に戦わざるを得ない。こんな業者痛めがあるのですか。業者痛めではないと言い切れるのですか。土木部長、まちづくり推進局長、聞きましょう。

○川崎土木部長 すみません、少し舌足らずのところもありますが、先ほどから申し上げさせていただきましたその技術者要件、もちろん1級だけというか、下位のランクでは2級もきちっと位置づけておりますので、1級偏重というだけではございません。その要件は、一体どこに閾値を入れるのかというところにならうかと思うのですけれども、一つの考えとして先ほど説明をさせていただいたような要件に変えさせていただくことでありまして、ぜひ技術者要件を満たすような企業にむしろなっていたきたいという思いの方で理解をしていただきたいと思っております。以上であります。

○上田まちづくり推進局長 基本的には今、業者いじめということではなくて、同じく努力していただきたいということと、それと基本的にはこれの改革にあわせまして受注機会を増大する、特にA1ランク、Aランクにつきまして非常に今まで受注機会が0.1以下ということで、2年に1回、3年に1回しか数として当たらないのを、できるだけ受注機会をふやすような要件も加味して、基本的にこの制度とさせていただいたというところでございます。

あとは、企業としてどういう立ち位置ですか、これにつきましては企業の経営の内容等にもよるかと思っておりますので、基本的にある一定の線を引き努力するところについては頑張っていたきたい。それでまた、それよりも受注機会の方をとるのは、ある意味経営の部分もありますので、できるだけ努力をされる方については県としてもそれなりの支援なり、いろいろなご助言等は引き続きやっていきたいと考えております。以上です。

○川口委員 見直しは2年に1度。2年来たから見直すというのはわかります。激変過ぎ

ると言っているわけです。2年先には、こういう目標値を立てますという配慮が大事だと言っているのです。やや少しというような形の改善であれば一々前もって言う必要もないけれど、これはどう見ても激変です。これは激変だとは言われない努力をしてもらわないと困るのです。こんなむちゃな努力がありますか。これは、どう見てもむちゃです。

それからもう一点、受注機会がふえるということですが、数字であらわしていただきたい。Aランクの場合はこうなります、A1ランクの場合がこうなります。いやいやB、Cはこうなります。受注機会がふえるというのなら、それを示してください。予算がふえるのだったら、受注機会は拡大する。予算がないのに、どうして受注機会がふえるのですか。詭弁を使わないでください。数字で示してください。

業者は、努力はなされなければならないし、いつの時代でも努力、日々向上ですが余りにもむちゃなのです。3年先にはこうしましょう、いやいや2年先にはこうしましょうという、そういう段階的な指導があってしかるべきではないですか。目標を示すことも大事なことです。それを示さずに、1級技術者を5人を10人にしろというのはむちゃくちゃや。むちゃくちゃだと言う、私がおかしいですか。

「答えてください。」と言っても同じことの答えしか戻ってこないと思いますが、公共工事契約課長、あなたは一生懸命答えようと思っているけれど、答えられるのであれば、私が言っている内容がわかっているはず。しかし、土木部長とまちづくり推進局長が答える最終権限を持つのでしょうか。私は、土木部長とまちづくり推進局長に聞いているのですから。

○岩田委員 先ほどから、同じくこの問題点を質問させてもらおうと思っていたけれど、川口委員が先にされたので、関連でさせていただきます。先ほどから言われている、このA1ランクの5名から10名の問題。例えば今までのやり方で15人のうち1級5人。これまで正規の雇用をしていた。県の仕事、市町村もそうですけれども、下水道工事も大体終わってきた、市町村も仕事もない中で、公共工事のランクづけだけを守るためにやったのでは、とても会社はもたない。だから、あえてA1ランクをAランクに下げてでも仕方ないという業者もあるわけです。会社が成り立っていくために、あえて格を落としてまで維持しようと思ってやっているのに、平成24年度から、またAランクに落としても1級5人要るとなるのは厳しい。生きていくために、技術力の向上ということで、1級技術者を10人に努力していただきたいと言われたが、努力する前に、みんな会社がつぶれてしまいます。

今の一番不景気の中で、平成24年度当初は、もっと全体的に公共工事の予算が下がるのと違いますか。

西村公共工事契約課長、手を挙げかけて何を言いたいのか知らないけれど一緒ではないですか。

Aランクが5,000万円から3,000万円となるが、Bランクが3,000万円までしか入らなければ一緒ではないのですか。全体から考えたら、川口委員が言われるように受注量がふえるのではない。Aランクを3,000万円に下げただけで、全体から考えたら同じではないのですか。

川崎部長、技術の向上というのも良いけれど、会社を維持できないからAランクに落としても良い。来年からAランクも1級5人ということでは、はっきり言って最終的にはゼネコンだけが日本の土建屋になるようなやり方です。

国や他府県を見てと言っているけれど、他府県がやっていることって、前からやらないといけないかと言っているけれど、国の方も奈良県を除いて金額の提示、これもいいかげんにやめたらどうかと言っているのに、奈良県は来年からします。と全然準じていない。準じるのだったら、何もかも準じたら良い。

私は、天理市の選出の議員であるけれど、ある意味建設業界からも代表で来させてもらってます。そんなごまかすような話ばかりしていたら、こんなんはっきり言うて会社もたないではないか。

それが、技術の向上向上と、向上する前に奈良県内の直轄工事でも、3割負担しているわけです。1,000億円だったら300億円出すわけでしょう。直轄のNEXCOの方に、地元の業者にJVなどで発注に努力してもらうことはできないのですか。

例えば大きな例が、郡山インターのジャンクション、1社で30何億円あります。ジャンクションは、工種がいっぱいまたがっている。そのようなものこそ、JVで入れたら良いのと思うが、そういうことは、一切NEXCO任せです。それで負担だけは3割。京奈和自動車道を早くしてほしい、早くしてほしいと言っているが、業者育成などは、一つも考えていないのではないですか。

これは、私も断固として反対したいと思う。業界として、あした万葉ホールかどこか説明しに行くらしいけれども、業者、先ほど言っていた話は業者の意見も聴取してこうなりました。これ何社のところが賛成しているのか、不思議でならない。

西村公共工事契約課長は、もう決めましたというようなことを言われました。執行権は

あなたのところにあるが、みんなばらばらではないか。国やうち以外でやっているところと同じ制度にするように言ったら、それは来年だと言って、知事が何か起きたらいけないからと、そんな話ばかり、それに準じられないで何が技術かということです。

この関連に対しては、同じことを言っても答えもよう出さないようだけれど、しかし少なくとも土木部長、この今の話、技術技術というけれど、それまで業者もちませんよ。あなたは国に帰ってしまえばそれで終わりか知らないけれど。答えられるようだったら、再度答えてください。

○田中委員長 川口委員と岩田委員の両方の質問に対してお答えをしてください。

○川崎土木部長 まず、新しい質問のところだけ先に申し上げますと、国の工事につきましてはおっしゃるとおりでなるべく地元企業を使ってほしいという話は、近畿地方整備局には強く絶えず言っております。NEXCOは国費が入っていないので、そこは応用問題かと思って今、聞いておりました。

それから、事前公表のご指摘については、過去の経緯がございますので、事前公表の中でどうしたら技術と経営に優れた企業がかじ引きでなく、受注できるか見直さなくてはいいのかと。なるべく、総合評価落成方式を積極的に入れる取り組みを進めているつもりでございます。

価格の件については、他府県では一般的に出していないのも事実でございますので、その中で、どういうふうにしたら一番能力のある企業が受注できるのかというところは、さらに我々検討しなくてはいけないと考えております。

先ほどから問題になっておりますランクにつきまして、我々としてはこれがいいのではないかと考えて出したのでございます。資格について、他府県が国家資格を要件としている状況を踏まえ、技術者要件を今回変えさせていただきました。

決して何か特殊な意味で地元企業の育成を阻むという視点でやったつもりではないのですけれども、そこは何とかご理解をしていただけないかと思っております。

○川口委員 これだけ委員がいろんな情報を得て、私どもから考え直していただければいけないのではと、県が考えを直していただければいけないわけです。われわれは、県民の声を県に届けているので、行政が県民の声を受けとめる努力をしなければいけない。議員がどのように情報を収集してきたかと、いつも私たちは行政機関は行政機関として、別の考え方を持っております。すれ違いのままでも、仕方がありませんとなるのかどうなのか。

余りにも激変過ぎるというわけです。努力をしてもらおうという考え方は、私たちも持

っています。岩田委員がおっしゃるように、努力、勉強している間に会社は、その前につぶれます。努力をして、10人以上の1級技術者を持っている業者もふえてまいりました、うれしいことです。こういう人たちの足を引っ張ろうなんて思っていない。努力している、そういう企業を踏みつぶさないでほしいということです。

あと1人確保したらできますなんて、そんなのは何社もありません。あなたは数字を上げたけれど、的確な数字ではないと思う。私は疑っています。もう少し県が考えたかどうかと、重ねて要請します。

○田中委員長 答弁いいですね。

○川口委員 どうしてできないのか。これは問題だから、答弁を要請しなければ。

○田中委員長 少々お待ちください。

○川口委員 委員長、どのように締めていただけるのですか。

○田中委員長 川崎部長、ご答弁くださいますか。

(休憩、休憩と発言する者あり)

そうですか、そしたら暫時休憩します。

14:54分 休憩

15:34分 再開

○田中委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。川口委員の質問に対して、川崎土木部長からの答弁を求めます。

○川崎土木部長 平成24年、平成25年の格付の基準の考え方につきまして、実はあした建設関係者の方をお呼びしております。県といたしましては、県の考え方をきちっとご説明をさせていただきます。そのような中で、またご意見も伺いつつ、その結果につきましては、次回ご報告をさせていただきたいと思っております。いずれにしましても、明日きちんと丁寧に説明させていただきたいと思っております。

○川口委員 あしたの説明会、県としてきちっと丁寧に説明するってどういうこと。これだったら、水かけ話です。私が今、悲願して要望した事柄、これらを説明してくれると納得します。だけれど、きちっと丁寧にというなら、私が発言したことなんて、ないがしろでないのですか。これでは話になりませんが、時間をとるから私の言っていること、委員長がわかってくれたら、私、委員長に預けていいけれど、委員長これ、ぼんと腹たたけるのですか。

○田中委員長 川口委員からご発言がございました。明日、説明会と伺いました。関係者

の方々への説明をされて、そのご意見を十分にまたこの当委員会にご報告を願いたい。そして、今議会の中でも再度委員会があると思っておりますので、その場でご報告いただいて、それで当委員会のまた改めて委員の方々のご意見も拝聴させていただきたい。このように思いますので、どうぞよろしく願いしておきます。

○岩田委員 県で発注した工事の残土の処分のことですが、県内には7つ土木事務所がありますけれど、奈良土木事務所管内にある処理施設も、既に満杯のために処理するところがなくて困っている状況です。ところが県から民間の許可をもらった残土の捨て場も、なくなってきて、捨てに行かせていただいても、いっぱいになったから自社の分だけしかしていないということで相当苦勞しているわけです。あとどれぐらい処理できるのか、また県はこのことを、どう受けとめておられるのか聞かせてください。

○福嶋技術管理課長 公共工事から発生する建設発生土は、可能な限り工事間流用による有効利用に努めているところでございますが、なお残るものにつきましては建設発生土の民間受け入れ所登録に関する要領に基づいて、登録した民間の受け入れ施設を処分地として指定して適正な処分を行っているところでございます。

県全体で登録稼働している民間の受け入れ施設が現在40カ所ございます。そのうち、奈良土木事務所で登録している受け入れ施設は7カ所ございます。先ほども申しました要領に基づいて、一応毎年度末に残容量、引き続きどのくらい受け入れられるかという容量もご報告いただいております。平成23年3月末時点の残容量が約40万立方メートルとなっております。

○岩田委員 業者からの報告の数字だと思いますが、実際は奈良土木事務所管内には、もう1カ所か2カ所しかないのです。それで、みんな苦勞しているわけですがけれども、許可届を出されているところに一度行っていただいて、実際どのぐらい、何カ所でどのぐらいあるのか。結局、設計の段階でも必要だと思います。実際に設計しようと思ったら必ず現地に行かなければいけない。今要望したいのは、奈良土木事務所管内の7カ所、1回現地を回っていただいて、稼働しているところの残容量の把握を一度報告お願いできますか。それが1点です。

それと、先ほども言いましたが、直轄工事以外でも地元育成ということで、国へは大いに土木部長、働きかけてきていただいているとは思いますが、今まで以上にやっていたくのと、また県内の中でもゼネコン等、また県内A1ランク、Aランクという組み合わせを、このランクどおり大いに県内業者も参加できるようにお願いしておきます。

それともう1点は、先ほど言いましたが、金額の積算も技術のうちですから、そういうやり方を、前からもう金額は公表しないで、近畿でも奈良県ぐらいでということでは来年来年と言っておられますけれど、その金額の漏えいで、不祥事が大ざらるのように起き、それで押されて来ていますけれど、近畿を調べてもらっても奈良県だけだと思います。だから、積算するのも技術のうちだと思いますので、その方向も来年来年と言わないで、前向きに、準ずるならそれも必ず近いうちにやっていただくことを要望しておきます。答弁は結構です。

○山下委員 2つばかり聞きたいことがあります。まずその前に、先ほどの発注基準の見直し、基準でございますから当然、執行権の内々にかかわる問題で、議会に条例等の問題で精査できる権限がございません。だからこそ、業界に対する説明と同様に、議会に対する説明も丁寧にやってもらいたい。

この見直しの基準の変更を知らされたのが、この会議が開かれる直前です。内容を見ただけで、おかしいなと思う部分があります。例えば、暴力団の排除の問題です。暴力団との関係について、警察のすることに協力する講習に参加するだけで10点加点しています。何を考えているのかと思います。技術者1級の1名について今度10点あったのが4点になる。それと考えると、こんな条項が必要なのかも含めて、役所の人の考え方というのはおかしい、これは多分警察に対して気を使った配慮なんだろうと思いますけれど、おかしい配慮であって、暴力団の影が見えたらもうだめという話、もうはっきりしてるのですから、そのようなことを入れる必要があるのかどうか。これは不思議なところでございます。

さらに、川口委員のご提案でございましたけれども、今後ランクの問題とか業者に対する配慮の中で、旧同和地区に対する配慮だったら全く必要はないと、私の方から言っておきます。もう同和地区業者、あるいは同和地区外業者等々に何らの配慮を加える必要はない。そういう時代になっておりますので、だれかが何かの都合でおっしゃっているのだろうけれども、そんな配慮は要らないという意見を申し添えておきます。

お尋ねしたい2点は、一つは生コン残渣の問題です。これは、土木部の技術管理課の仕事だと聞いておりますけれども、曾我川の西側、広陵町と三宅町の境に生コン屋さんが、本当にわずかな敷地ですけれども、堤防の法面も使いながら、曾我川の堤防よりも高く生コンの残渣を積み上げてまいりました。

これまで、私の居住区の三宅町上但馬に強風の西風、北風が強い折には生コンの砂が降

りまして、そして洗濯物を汚す等々で繰り返し住民の抗議がありました。そのたびに県は、広陵町へ言ってくれと。住民たちは広陵町に押しかけました。そして、県で問題を取り上げたら、3カ月以内に業者は物をほかに移設すると去年も聞きました。その移設場所についての折衝を続けていると言ってきたけれども、一向に残渣は減っていない。

どうするつもりなのですか。堤防よりも高く積み上げた残渣を、生コンの残りですよ、残りの捨て場に使っている、それについて見て見ぬふりをしてきた県の責任について、どう考えておられるのか、どういう態度をしようとしておられるか、1点お聞きします。

2つ目は、厚生委員会で、きょう補正予算で新奈良病院の基本設計の予算が上がっているはずであります。この基本設計の設計を担当するのは、多分営繕課の仕事ではないかと。もう予算の計上をされるわけでありますから、既に営繕課と折衝なさっているのかどうか、引き受ける内部手続が進んでいるのかどうか教えてください。

○西村公共工事契約課長 先ほど格付基準による発注基準の見直しにつきまして、確かにこちらの方の説明が非常におくれまして、委員に対しまして非常におくれましたことについては、この場をおかりしておわび申し上げたいと思います。今後、こういうことにつきまして事前にも委員に丁寧に説明させていただきたいと思います。

もう1点、暴力団排除条例の関係で、今回、当然暴力団排除は当たり前だという認識はあるのですけれども、啓蒙の観点から今回新規に加えさせていただいた、条例が施行されることも相まってさせていただいた状況でございます。ちなみに、測量の方はこの加点対象をしたにもかかわらず受講していただけなかったような業者さんもおられるということで、我々としては業者さんみんなが受けていただきたいという思いで今回、加点対象にさせていただきました。以上でございます。

○福嶋技術管理課長 曾我川の生コンの残渣の件でございますが、正直まことに申しわけないのですが、全く知らなかったのです。過去に、委員に対して県が一応答弁したという話もございましたが、そもそも生コンの問題なのか廃棄物の問題なのか、その辺も含めまして後で教えていただけたらと思っております。すみません。

○前田営繕課長 山下委員からご質問のありました新奈良病院の関係の基本設計でございますけれども、こちらにつきましては医療政策部に新奈良病院建設室ができましたので、そこで発注する予定となっております。以上でございます。

○山下委員 営繕課は関係ないの。

技術管理課長、生コンの問題か産業廃棄物の問題か、どうのこうの教えてほしいという

ような、どういう意味ですか。今、説明したでしょ。生コン屋が生コン、予定量準備するわけです。セメントと砂とまぜて生コンをつくるわけです。それが余るわけです。余ったその残渣を積み上げて、捨て場に積み上げていくわけで、だんだん多くなっていく、現場を見に行きなさいよ。それは産業廃棄物ではないのか、残りのものを捨てているわけです。

その管理は、生コン屋の業者管理は技術管理課でしょ、そうではないのですか。それもわからないのか、困ったことです。土木部に、ほかにわかる人いませんか。土木部長、生コン業者の業者管理はどこがやるのですか。

○川崎土木部長 今のテーマのところは業者の育成なのか、その業者の廃棄物処理なのかと、ケースを見てまた対応したいと思うのですが、業者育成だと建設業指導室になります。ただ、今のケースが業務の問題なのか、その業者の行為の問題なのか、今、正確にわかっていないので、何となくあいまいな回答をしております。

今、一つ間違えました。生コン業者は建設業ではないので、その訂正をさせていただきます。

(「品質とかになったら、技術管理課やろがな」と呼ぶ者あり)

すみません、そのケースによりますが、何とか廃棄物不法投棄と言えるような感じもするので、そうすると廃棄物処理担当部局になろうかと思いますが、いずれにしましても土木部でも確認させていただきます。

○山下委員 いずれにしても、生コン業者が残った残渣の生コンを積み上げて捨てる場所がないとろろろしていると言いつつ積み重なって行って、県との約束を守らない。守らないでずんずん来ている。そして、議会で議員が指摘し追及しない限り、一切知らないで通してきた。これは廃棄物対策課、それなら担当課に言いますけれども、この管理が、生コンの管理は技術管理課も対応しなくてはならないと私は聞きましたので、そのように申しました。

次回、先ほど基準の問題で報告する際に、全国規模あるいは少なくとも近畿レベルの府県で、業者基準についてどのような基準を設け、どういう実態になっているのか、その資料も出してもらいたいとお願いして、質問を終わります。

○田中委員長 ただいまの資料の提出要求に対して、各委員全員にご提示くださいますよう、お願いしておきます。

ほかにご質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これで質疑を終わります。

そのほかの項目についてですが、何かご発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これをもちまして本日の委員会は終わります。